

自由同和

大阪版



運動スローガン

1. 自由な論議の場を!
2. 行政の主体性の確立
3. エセ同和行為の排除

No. 471

2026年(令和8年)5月25日発行

■発行所 自由同和会大阪府本部事務局
堺市堺区大町東3丁2-28 永木ビル4F 北号室
電話(072)224-1111

■発行人 畑中幸司
定価一部500円 年間6000円(送料込み)

ホームページ▶ <https://jiyudowa-osaka.org>

2026(令和8)年度同和問題の早期完全解決に向けた要望書と大阪市回答(前号から続く)

2-(10)

中小零細企業は、人手不足・最低賃金引上げ、コスト上昇分を価格転嫁出来ず収益が出ないという状況になっていて、事業を再構築できない会員が多くいる。コロナ関連融資の借り入れ債務について、事業者の状況に応じた対応をされたい。また条件変更時の保証料の見直しも相談事項によく上がってきていることから、現状はどの様になっているか、また大阪信用保証協会の方針・制度があれば教えていただきたい。

経済戦略局 産業振興部 企業支援課(資金支援担当)

大阪府では、コロナ関連融資を受けている事業者に対して、借換資金としても使用できる「経営力強化資金」の保証付き制度融資を実施しています。本市では、この制度融資を中小企業者が活用する際に必要となるセーフティネット保証認定を行っています。

次に、条件変更時の保証料の見直しについて、以下のとおりご説明いたします。

まず、信用保証制度は、中小企業者の方が金融機関から事業資金を借り入れようとする場合に、信用保証協会が金融上の「公的保証人」となって融資を受けやすくする制度です。債務不履行となった場合の代位弁済のために、大阪信用保証協会が政策金融公庫に支払う信用保険料等に、保証料を充てています。

大阪信用保証協会に確認したところ、保証料は貸付金額、保証期間等に基づき計算されており、融資の条件変更をする際は再計算し、追加の保証料が発生する場合は変更時にお支払いいただくようになっているとのことです。借換や条件変更等について、詳細は大阪信用保証協会にお問い合わせください。

そのほか、大阪産業創造館では、様々な分野の専門家に、経営に関するあらゆる相談を無料でしていただくことができます。

今後とも、市内中小企業の実情やニーズを把握し、関係機関等との連携のもと中小企業者の資金調達を円滑化に努めてまいります。

2-(11)

令和3年6月15日よりストーカー規制法が一部改正されたが、大阪市立男女共同参画センター(クレオ大阪中央)女性のための相談室への大阪市が把握している昨年度の相談件数・相談に対する対応を明らかにされたい。

市民局 ダイバーシティ推進室 男女共同参画課

大阪市立男女共同参画センター(クレオ大阪中央)の女性総合相談センターにおける昨年度の相談件数は12,125件でした。相談の内容はこころに関する相談が一番多く、次いで人間関係、親子関係、夫婦関係に関する相談など多岐にわたっております。相談に対する対応は、お気持ちに寄り添った傾聴・助言を行うとともに、必要に応じて専門機関の情報を提供するなど、適切な支援につながるよう取り組んでいます。

引き続き、相談者のおかれた状況に十分配慮した相談対応に取り組んでまいります。

2-(12)

高齢者が確実に増加する中、一人暮らしや高齢者の孤独や孤立防止のためにも世代間交流のできるコミュニティづくりが必要であると思われる。独居高齢者が地域のつながりに拒否感を持って孤立しないように、多様で選択可能な見守りシステムを構築し対処されたい。

大阪市としてどのように考えているのか明らかにされたい。

福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課(いきがいグループ)、生活福祉部 地域福祉課

本市では、高齢者に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するとともに、高齢者の地域福祉活動を支援することを目的として、各区に1施設(北区と中央区には各2施設)老人福祉センターを設置しています。

老人福祉センターでは、高齢者のニーズをもとに、世代間交流にも取り組んでいるところです。

「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」では、各区社会福祉協議会に福祉専門職のワーカーを配置した「見守り相談室」を設置し、要援護者を地域の見守り等につなぐとともに、自ら支援を求めない状態にない要援護者に対してねばり強くアウトリーチを行い、関係部署、関係機関と連携し、必要な支援につなぐなどの取り組みを行っています。

また、ライフライン事業者等が、日常業務の中で異変を察知した場合等は、区役所等へ連絡してもらうよう、地域見守りの取組みにかかる連携協定を締結し、連絡があった時は区と見守り相談室が連携し、安否確認を行うことにより、支援を必要としている方の早期発見に取り組んでいます。

2-(13)

旧同和地区内の市営住宅の耐震化・老朽化による建て替えの考え方について明らかにされたい。また、低所得者だけの地域というイメージを払拭するためにも、このような機会を契機に、混在化を図るためにも民間事業等の力を活用するなど工夫を行い、福祉施設の導入や一部中堅所得者向けの特定賃貸住宅などが混在した、誰もが住みたくなるまちづくりの活性化に取り組んでいただきたい。

都市整備局 住宅部 建設課

市営住宅については、老朽化が進み、建替えや改善等による更新が必要なストックが存在し、また、高齢化の進行によるコミュニティの沈滞化なども重要な課題となっています。

本市では、「大阪市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、建替えやエレベーター設置などを計画的に進めるとともに、予防保全の観点から計画的な改修を実施することとしています。

さらに、建替余地を活用して良質な民間住宅や生活利便施設、福祉施設等の導入を図り、周辺地域と一体となったまちづくりを進め、コミュニティの再生と地域のまちづくりへの貢献を図りながら、今後とも多くの市民の方々に支持される「市民住宅」の実現に向けた取り組みを引き続き進めてまいります。

2-(14)

校区に旧同和地区を有する学校の児童・生徒の学力向上の方策及び進路の状況を明らかにされたい。

教育委員会 総合教育センター 教育振興担当(調査分析)、指導部 初等・中学校教育担当

今年度の「全国学力・学習状況調査」の結果、本市の平均正答率の対全国比について、前回調査と比較すると、小学校では国語は横ばいですが、算数においては全国水準を達成しました。中学校では国語は横ばいですが、数学において若干下降しています。経年的に分析すると、全体的には改善傾向にあります。「大阪市教育振興基本計画」において、基本的な方向として「誰一人取り残さない学力の向上」を掲げ、「学力向上支援チーム事業」を実施するなど、児童生徒の個に応じたきめ細かで継続した指導・支援を通じて、大阪市全体の学力向上につなげていきます。

また、本市の進路状況につきましては、高等学校等への進学率はここ数年高い値で安定しておりますが、進学後の中退者の進路保障については、課題があると認識しております。

これらの課題を克服するため、生徒が自らの生き方を考え、主体的に進路を選択することができるよう、キャリア教育の充実を図るなど、計画的・継続的な進路指導の充実にも努めてまいります。

2-(15)

「ヤングケアラー」への支援はどうされているのか明らかにされたい。

「ヤングケアラー」の問題について、早期発見・支援が重要だと思われるが、子どもたちにヤングケアラーであるという自覚がない場合や他人に知られることに拒否感がある場合など生徒の変化や状況は、学校に於いて教師が察知できると思われるが相談体制は構築されているのか、昨年で大阪市が把握された件数・教育と福祉の連携はされているのか並びに取り巻く現状と課題を明らかにされたい。

こども青少年局 企画部 企画課(こどもの貧困対策推進グループ)、中央こども相談センター(教育相談担当)

大阪市では、令和3年5月に副市長をリーダーとする「ヤングケアラー支援に向けたプロジェクトチーム」を設置し、令和3年度からヤングケアラー支援の取組を支援しています。

プロジェクトチーム会議での議論・検討を踏まえた本格支援策として、ヤングケアラーの相談環境の充実を図るため、もと当事者等が聞き手となるオンラインサロン、市内に拠点を構えたピアサポートを行うとともに、希望に応じて関係機関(区役所等)へ同行する「ヤングケアラーへの寄り添い型相談支援事業」や日常生活を送るためにヤングケアラーの通訳に頼っている方を対象に、こどものケア負担を軽減することを目的として通訳者を派遣し、区役所での行政手続き等に同行して通訳を行う「ヤングケアラー外国語通訳派遣事業」を実施しているほか、子育てに対して不安や負担を抱えている要保護家庭等やヤングケアラーのいる家庭に訪問支援員を派遣し、こどもたちのケア負担の軽減など、ヤングケアラー支援を推進しております。

相談体制として、児童生徒が抱える問題の早期発見・早期解決を図るため、市立小中学校においてスクールカウンセラーの配置を進めてきました。ヤングケアラーをはじめとする家庭での悩みについても身近な学校で相談できるように、令和4年度にはスクールカウンセラーの配置を拡大し、市立小中学校全校へのスクールカウンセラーを配置し、令和5年度、令和6年度にも配置を拡充したところです。

また、区長のマネジメントのもと、課題を抱えるこどもや世帯を学校において発見し、区役所と連携して教育的支援や保健福祉の支援制度、地域資源等の支援につなぐ「大阪市こどもサポートネット」を構築し、教育と福祉の連携を図っております。

相談件数につきましては、「ヤングケアラーへの寄り添い型相談支援事業」の令和6年度の相談受付・対応件数はのべ4,801回、「ヤングケアラー外国語通訳派遣事業」の令和6年度の利用回数はのべ37回、「大阪市こどもサポートネット」で、令和6年度の全児童・生徒を対象にしたスクリーニングによるヤングケアラーの疑いがあるケース数は276人となっております。

2-(16)

児童虐待による悲惨な事件が続いていることから、「児童虐待防止法」と「児童福祉法」が令和元年6月改正され、令和2年4月から親の体罰の禁止と「児童相談所」の機能が強化されたが、出頭や立ち入り調査を拒否する場合には、積極的に裁判所より臨検・捜索の許可状をとり、一時保護で児童の尊い命を守るよう取り組まれたい。また、令和6年度の児童虐待相談件数と現状の課題及び対策について明らかにされたい。また、大阪府や大阪府警との連携についても明らかにされたい。

こども青少年局 中央こども相談センター、子育て支援部 管理課(児童虐待対策グループ)

大阪市における児童虐待にかかる相談・通告の件数は依然として高い数値で推移しており、令和6年(2024年)度の、大阪市こども相談センター全体の児童虐待相談件数は前年度比300件増の6,593件でした。件数が高止まりしているのは、虐待防止への意識が広がり近隣住民等からの通告が増えていることに加えて、警察からの面前DVによる心理的虐待の通告が高い数値で推移していることが大きな要因であると考えております。虐待が潜在化・重症化してしまうことがないよう、関係機関と連携を取って個々の事案に対して丁寧な対応に努めているところです。

児童虐待対策については、これまでこども相談センターと各区保健福祉センター、地域の関係機関等の連携により、発生子防、早期発見・早期対応に取り組んでいるところではありますが、要保護児童をとりまく状況は、複雑・多様化しており、様々なケースへの対応にあたり、相談体制を充実し、相談の過程において児童虐待を予防し、個々の状況に応じた適切な支援につなげていくことが重要と考えております。

こども相談センターでは「大阪市児童虐待ホットライン」を設置し、24時間365日児童虐待相談に対応し、虐待の早期発見・早期対応とその後の支援に繋がる体制を整えています。加えて、施設等から家庭引取りとなる児童の家庭復帰支援体制を整備し、虐待の再発防止に努めているところです。

また、各区においては、区要保護児童対策地域協議会を核として、地域のネットワークの一層の活性

化を図るよう取り組むとともに、こどもに関わる機関が連携し、情報交換や課題解決に向けた総合的な調整を行いながら、虐待防止・早期発見・早期対応をはじめとする児童虐待事例に適切に対応できるよう支援体制の強化をすすめています。さらに、支援が必要な家庭を確実に把握するため、妊婦、子育て中の保護者に対する相談窓口の周知を行うとともに、地域住民やこどもに関わる関係機関など、広く市民に対して、児童虐待防止に向けた啓発活動にも取り組んでいるところです。

大阪府警とは平成29年(2017年)2月に情報共有に関する協定書を締結し、児童虐待防止に向けて情報共有を行っており、令和3年(2021年)度からは市内3か所のこども相談センターが受理した児童虐待事案にかかる通告情報の全件共有を行い、児童相談所と警察とのダブルチェックによる「児童虐待の見逃し防止」と警察情報を活用した「支援の充実」につとめています。また、警察との情報共有の強化を目的として、大阪府知事を座長とした「大阪児童虐待防止推進会議」において、大阪府、堺市、豊中市と合同でリアルタイムでの情報共有システム構築を決定し、令和9年4月以降の運用開始を目指して、取り組みをすすめる予定です。

2-(17)

最近では、SNS・インターネット・掲示板等の差別書き込みや悪質な投稿が増加傾向にあり、精神的に追い詰められる人が増えているので、早急な対応が必要である。匿名であっても名誉棄損罪や侮辱罪といった犯罪に問われる場合もあるという事から、インターネットリテラシーについて、市民や教育現場に周知されるよう対策を講じられたい。また、削除依頼をする場合は、言論の自由に配慮して慎重に行われたい。大阪市として、削除依頼の状況・成果を教えていただきたい。

市民局 人権啓発・相談センター
教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当(生活指導)、総合教育センター 教育振興担当
インターネット上で増加している差別的な書き込みについては、差別を助長・誘発し、多くの人の心を傷つけるものであり断じて許されないものであると認識しています。

本市では、インターネット上での誹謗中傷などによる人権侵害が社会的な問題となっている状況を踏まえ、専門相談員によるアドバイスに加え、弁護士による相談ができるよう、令和5(2023)年6月から支援を強化してきたところです。

これまで、同和地区を識別する摘示情報については、大阪府等と連携しプロバイダ等に対する削除要請を大阪法務局に依頼してまいりました。

令和6(2024)年度の実績としましては、法務局への削除依頼件数が5件、うち削除された件数は2件となっております。さらに、令和7(2025)年8月からは、積極的に人権侵害の拡散防止を図る観点から、インターネット上における人権擁護上看過し得ない書き込み等を積極的に探知するモニタリングを実施しております。これまでのモニタリングによる削除依頼件数は、令和8(2026)年3月12日現在58件です。しかしながら、削除するか否かはプロバイダ等の任意に委ねられているなど地方自治体による対応には限界があり、国における対応が必要であると考えており、引き続き、大阪府や府内市町村とともに、国に対して差別行為を防止するための法的措置を含む実効性のある対策を求めてまいります。

インターネットにおける人権侵害については、啓発記事を本市ホームページに掲載するほか、人権だより及び人権啓発推進員・企業啓発支援事業において啓発を行い、また、今年度は人権動画を作成し、インターネットリテラシーについても、広く市民への周知を行っているところです。

今後とも、インターネット上の差別事象への対処については、表現の自由等を侵害することのないよう十分に留意してまいります。

教育委員会としましては、児童生徒からの悩みや相談を広く受け止めることができる相談体制の充実を努めております。

校内においては、令和3(2021)年度より、1人1台学習者用端末を活用した「相談申告機能」を導入いたしました。さらに、校外においては、大阪市立の学校に通う児童生徒を対象に「LINE」による相談窓口を設置について、令和6年(2024年)度までは週1回の定期開設でしたが、令和7(2025)年度より週2回に増やし、より多くの子どもたちの声に耳を傾ける体制を整備しております。また、長期休業日明け前後1週間についても引き続き対応しております。

近年、スマートフォンや携帯電話等(以下、「スマホ等」とする)が子どもたちの身近な持ち物となっており、迅速な情報収集や情報共有が可能である反面、使用時間の増加による健康・生活習慣・学習への影響に加え、ネットいじめ、犯罪被害の危険性等があることから、スマホ等の使用に際して、節度を持って適切に扱えるよう、子どもたちに正しい知識を身に付けさせる必要があると認識しております。

このような状況を踏まえ、令和2(2020)年度より「大阪市スマホサミット」を開催し、「スマホとかしこくつきあうには」をテーマにスマホ、インターネットの節度ある使用について、中学生が主体となり協議を進めてまいりましたが、令和7(2025)年度より、スマホ、インターネットの使い方にとどまらず、児童生徒自身がいじめの未然防止や人間関係のあり方についても主体的に考えることが重要であることから、サミットの名称を「大阪市ミライサミット」へと変更し、今年度は「SNSのいじめを防ぐには」をテーマとして開催いたしました。

今後、インターネットを利用する際を守るべきルールやマナーをはじめ、正しく安全にインターネットを利用できるよう、児童生徒の発達段階に応じた指導の充実を努めてまいります。

2-(18)

ILO111号条約を批准し、また、職場でのパワーハラスメントやセクシャルハラスメントを禁止するILO第190号条約も批准し、国内法を強化され、各種施策を拡充されるよう、国への働き掛けを実施されたい。

市民局 ダイバーシティ推進室 雇用女性活躍推進課、人権啓発・相談センター
国に対しては、雇用に際しての人権侵害事象の発生を防止するためILO 第111号条約の批准に向けた国内法の改廃を含む検討を進めるよう、大阪府や大阪府市長会等と連携し、厚生労働省に対し、「雇用に際しての人権侵害事象の発生を防止するためILO 第111号条約の早期批准に向けた国内法の改廃を含む検討を進めるとともに、批准を妨げている課題を解消するため、国内で法整備が行われていない「募集採用段階における人種・皮膚の色・宗教・民族的出身又は社会的出身に基づいて行われる差別を禁止する労働関係法」の早期制定・整備など必要な措置を講じてください」と要望しています。また、ILO 第190号条約については、今後の国の動向を注視してまいります。

2-(19)

障がい者の雇用に関しては、大阪市教育委員会の雇用状況、今後の対策について明らかにされたい。

教育委員会事務局 総務部 総務課・教務部 教職員人事担当
大阪市教育委員会においては、令和6年度の法定雇用率は2.7%のところ、2.15%と下回っている状況

です。

現在の雇用計画については、大阪市ホームページに掲載している「障がい者活躍推進計画」において取組内容などを記載しており、引き続き雇用率の達成に向けた体制や環境の整備に取り組んでまいります。

2-(20)

大阪市における「子ども・子育て支援新制度」の取り組み状況、進捗状況を明らかにされたい。
こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課(認可給付グループ)

保育施設等における処遇改善については、国の公定価格において、趣旨や対象者に応じた加算が設けられており、令和7年度より、事務手続きの簡素化等の観点から見直しがされました。

保育士等の処遇改善は全国的な課題であるとともに、継続的に実施する必要があるため、国において推進されるべきものと考えており、処遇改善等加算のさらなる改善について、他都市と連携を図り、国に対して要望しているところです。

<参考> 処遇改善等加算

区分1「基礎分」	：職員の平均経験年数の上昇に応じた昇給に要する費用 平均経験年数により給付費の加算率2%～12%
区分2「賃金改善分」	：職員の賃金の改善に要する費用 平均経験年数により給付費の加算率6%又は7%、 月額9千円×算定職員数を率に換算
区分3「質の向上分」	：職員の技能・経験の向上に応じた追加的な賃金改善に要する費用 月額4万円又は月額5千円×算定職員数

2-(21)

学校における性的マイノリティについて、支援体制や相談体制が充実するよう大阪市教育委員会として学校に働きかけられたい。また、LGBTなど性的少数者の児童生徒への対応についても注意を払われたい。

教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当
教育委員会では、文部科学省のリーフレット「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(教職員向け)や「『性はグラデーション』大阪市淀川区・阿倍野区・都島区3区合同ハンドブック」などを全校に配布するとともに、性の多様性に関する教職員研修を実施しております。これを踏まえ各学校においては、当事者である児童生徒の気持ちに寄り添いながら丁寧な対応に努めているところです。

これまで、全市学校に対して、各種調査結果を踏まえ、LGBT等、性の多様性に関して配慮の必要な児童生徒が学級に必ず在籍しているという認識の下に、各学校の実情に応じた取組を進めるよう指示してまいりました。

また、令和2年10月には、教職員向けに人権教育の年間指導計画例・実践例「学力の基礎としての人権教育個別の課題の実践デザイン～LGBT～」を作成しました。多様な性や相談体制・環境づくりについての解説と、児童生徒の実態に応じた実践事例を掲載し、すべての学校園で工夫しながら、具体的に授業を進められるよう示しております。

今後も、教職員が性についての悩みや不安を抱える児童生徒のよき理解者となるために、性の多様性について正しい知識と理解を深められるよう、研修を実施してまいります。また、各校における相談体制の充実を図るため、管理職・担任・養護教諭、学校医、スクールカウンセラー等が組織的に支援にあたるとともに、個別の相談があった場合には、個々の児童生徒や保護者の気持ちを丁寧に聞き取り、柔軟な対応を行うよう、はたらきかけてまいります。

2-(22)

学校教育の中で、「道徳」が特別の教科として位置付けられたことは、人権尊重ということを理解する機会づくりであるとする。小中学校で道徳心が培われるよう、同和問題教育・人権教育は必須科目として頂きたい、大阪市としての考えを明らかにされたい。

教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当、指導部 教育活動支援担当
「特別の教科 道徳」は、小学校が平成30年度、中学校が平成31年度から実施しております。道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間としての生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことが目標であると認識しております。

幼児期から義務教育修了までの期間に、子どもたちの基本的な道徳心・社会性の育成を図るため、就学前教育では、規範意識を育成することに重点を置き、小学校以降では、道徳科を要として道徳教育推進教師を中心とした指導体制のもと、教育活動全体を通じて行う道徳教育を充実させるよう学校園の支援に努めてまいります。

また、人権教育も人権が守られた環境の中で、学校の教育活動全体を通じて行う教育であり、各教科・領域においても人権教育の視点をもって進めていくことが重要です。各校園の作成する「『学校園における人権教育・啓発推進計画』実施計画」にも道徳における人権教育の目標を具体的に示すようにしています。「特別の教科 道徳」の内容項目には「差別や偏見のない社会の実現に努める」など人権教育と関連が深い内容もあります。

教育委員会としましては、年間計画において、道徳の教科書を中心としながら、人権教育との関連が深い教材について、より効果的と思われる教材等も活用しながら全校園において道徳教育の充実を図れるよう進めてまいります。

2-(23)

地域のまちづくりやコミュニティの活性化等々については、区長マネジメントのもと、区役所を中心に取り組まれると認識しているが、関係局と連携を図り、地域の課題や実情を把握し、取り組んでいただくよう求める。

市民局 区政支援室 地域力担当 地域力創出グループ
貴団体のご指摘のとおり、各区は地域の実情をきめ細やかに把握し、各局と連携を図りながら、施策に反映させていく必要があると認識しております。

市民局区政支援室は、各区、各局の連携が円滑に進み、各区がよりよい施策を講じることができるよう、区長会議における区と局との議論を促していくなど、区長会議と密に連携を図りながら進めてまいります。